

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人コスモス会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休業等取得率が、30%以上であること。
(前年度実績 0%)

〈対策〉

- 令和7年6月～役員会において、男性職員の職場環境の改善に向け、育児休業規程の改定（賞与算定の見直し）を行い、全職員への周知を行う。
- 令和7年7月～育児休業を取得する部署の勤務調整を実施。

目標2：フルタイム労働の職員1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数の前年度対比10%減少を目指す。
(前年度実績 1.2時間)

〈対策〉

- 令和7年7月～役員会においてノー残業デーの検討を行う。
- 令和7年7月～部署ごとに業務の見直し検討を行う。
- 令和7年10月～ノー残業デー等を実施する。

○女性活躍法に基づく情報公表

役職員に占める女性比率(令和7年3月31日現在)：67%

※課長相当職12名（うち、女性8名）